

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで
昭和52年1月に付加保険料の申出を行って国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間後の昭和52年度からの付加保険料が納付済みであるなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳には昭和52年1月から付加年金の記載があり、A市の被保険者名簿にも同月から付加保険料と記載されており、特殊台帳の同年1月欄に「付加入」と記載されていること、及び昭和52年度の国民年金保険料と付加保険料を52年4月30日に前納していることから、申立期間の保険料のみ納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みになっていることから、申立人の申立期間の国民年金保険料と付加保険料も一緒に納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

国民年金の付加年金の加入手続を行い、私が夫の分と合わせて国民年金保険料を納付していた。

しかし、申立期間については、夫の国民年金保険料は付加保険料も含めて納付済みとなっているにもかかわらず、私の付加保険料が納付とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和 53 年度からの付加保険料を納付済みである上、平成 17 年度からは前納を行っているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳には、昭和 52 年 4 月から付加年金の記載があり、A 市の被保険者名簿にも同月から付加保険料と記載されており、特殊台帳の同年 4 月欄も「付加入」の記載がある上、同年 4 月 30 日に昭和 52 年度分の国民年金保険料を前納したことが記録されている。

さらに、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫の納付記録は、特殊台帳に付加保険料を含んだ国民年金保険料額を申立人と同日の昭和 52 年 4 月 30 日に前納したことが記録されていることから、申立人は、申立期間の保険料について、夫と一緒に付加保険料を含んだ保険料額を前納したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案 574

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から51年7月まで
母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も母が集金人に納付していたと思う。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和46年2月に国民年金の加入手続を行い、母親が両親分と申立人の3人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は53年11月ごろに払い出されたことが推認でき、その時点では申立期間の保険料を集金人に納付することはできなかつた上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 549

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 24 日から 43 年 1 月 31 日まで
申立期間については、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人はA社を退職後、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。